

# 地下水等調査に至る経過

資料 1

令和 元年

● 9月県議会において、「地下水（水源地）への懸念」及び「調査の必要性」等が議論

■ 環境管理事業センター支援事業に対する「附帯意見」

淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画については、処分場の必要性及び安全性に関し住民理解が更に深まるよう、地元住民に寄り添って、事業主体である鳥取県環境管理事業センターだけでなく、最終的に許可を判断する県としても、丁寧に調査を行い、しっかりと説明責任を果たすこと。

● 11月県議会において、「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例」が議決

■ 地下水等調査会条例に対する「附帯意見」

1. 本調査会の調査は、科学的な知見を有する委員により公平・中立に行われるようにすること。
2. 本調査会の資料、議事録は公開を原則とし、調査会における議論の内容が県民に伝わるようにすること。
3. 本調査会の調査内容にかんがみ、調査が客観的、学術的に行われるよう、調査会の公開手法も含め、その環境を整えること。

令和 2年

● 調査会委員の任命（2/1付）

■ 専門分野（水文地質、水理地質、地盤工学、地形・地質）の委員5名

→ 第1回調査会（2/16開催）

（※）会長に「嶋田 純 熊本大学名誉教授」（元日本地下水学会会長）を選出